

## 令和4年2月 文書質問及び回答

1 質問者 我孫子洋昌議員

2 質問事項 公共施設におけるサービス提供について

質問の内容・要旨	回答
<p>町内公共施設では、ふるさと交流館、まちおこしセンター「コモレビ」、バスターミナル合同センター等が、事前予約が必要になる等、開館日および開館時間が実質的に縮減されている状況にある。以下町長に伺う。</p> <p>① 公共施設の開館日や開館時間が縮減されている理由は何か。</p> <p>② 利用者の実数が判断基準の場合、本町は、ありたい姿として「誰ひとり取り残されない」町をめざしているが、本町においては、各施設において適正な利用者数は何名だと考えるか。</p> <p>③ 夜間休日の管理担当者を充足できないという理由の場合は、状況が改善すれば、管理規則に規定された開館日、開館時間へ戻す考えはあるか。</p> <p>④ 指定管理者は、町長の承認を受ければ休館日及び開館時間の変更を行うことが可能となっているが、町民が享受できるサービスが縮減される場合は、事前に町として利用者から聞き取りを行う等の調整、検討を行っているのか。</p> <p>⑤ 町は、公共施設の利用促進に向けて、定期的に利用団体や利用者との協議や、情報交換を行っているのか。</p>	<p>① ご指摘いただいたとおり、一部施設につきましては、夜間の利用状況等を考慮し、経費削減の観点から、閉館時間を早めるなどの措置をとっております。 なお、事前に予約がある場合は、通常通りの閉館時間まで利用可能となっています。 また、バスターミナル合同センター等は、施設の効率的な管理運営を行うため、管理規則に基づき申請により使用を許可しているため、開館時間の縮減はありません。</p> <p>② 適正な利用者数について、一概に何名とは言えませんが、まずは各施設を利用される方が不足なく利用できること、そのうえで、より多くの方に利用していただけるよう、施設としての管理運営を図っていきたいと考えています。</p> <p>③ 夜間休日については、利用者がいない状況があるため縮減を図っているもので、管理担当者が充足できないため縮減しているものではありません。 利用者がいれば、当然これに対応した管理体制としています。</p> <p>④ 開館時間の変更につきましては、それぞれ所管する審議会、委員会等に確認を行うとともに、指定管理者と調整、協議を行っています。</p> <p>⑤ 利用者等からの聞き取りは指定管理者を通して行い、指定管理者と協議しています。</p>